

法テラス用語の解説

総務

1 司法制度改革／司法制度改革審議会意見書

「法の支配」の基本理念の下、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方」及び「国民の司法参加」の3つの柱を基本理念として取り組まれた司法制度全般に関する改革（司法制度改革）に関し、平成13年6月、司法制度改革審議会が最終意見書を内閣に提出。

同意見書内において、「司法へのアクセスを拡充するため」「民事法律扶助の拡充、司法に関する総合的な情報提供を行うアクセス・ポイントの充実等を図る」ことが提言され、その運営主体等について総合的な検討を求められることから、法テラスの設立につながった。

2 総合法律支援法

司法制度改革審議会意見書を受け、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを基本理念とする総合法律支援構想を具体化するため、平成16年6月2日に公布された法律。

法テラスは、この法律に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

3 法テラス震災特例法

東日本大震災の被災者への法的支援を目的として、平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）が制定された。

法テラスはこの特例法に基づき、震災法律援助業務を行った（令和3年3月31日限りで失効）。

4 全国の法テラス事務所

- 地方事務所：地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスの全ての業務を行う。
- 支部：人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスの5つの主要業務を行う。
- 出張所：民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務も行う。
- 地域事務所：弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、常勤弁護士が常駐する。
- 被災地出張所：東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島県の7か所に設置された臨時出張所。いずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域に置かれ、車内で相談できる移動相談車両を備えた。7か所中5か所が令和3年3月31日をもって閉鎖したが、2か所（岩手県（気仙）、福島県（ふたば））は継続している。

情報提供業務

5 法テラス・サポートダイヤル

全国からの問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話・メール・有人チャットによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0570-078374（おなやみなし）」。

6 多言語情報提供サービス

外国語話者からの問合せに応じるためのサービス。専用電話番号を設け、利用者、通訳業者、法テラス職員の3者間で繋ぎ、法的トラブルの解決に役立つ日本の法制度と相談窓口についての情報提供を外国語で行っている。

電話番号は「0570-078377（おなやみなイナイ）」。

7 法テラス災害ダイヤル

東日本大震災の発生をきっかけに設けられた被災者専用のフリーダイヤル。政令で指定された一定の大規模災害により被災された方に対し、無料で法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口についての情報提供を行っている。

これまでの対象災害は、東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨

電話番号は「0120-078309（おなやみレスキュー）」。

8 「よくある質問と答え」(FAQ)

サポートダイヤルや地方事務所に入った問合せに対し情報提供をするために、法制度情報を「よくある質問と答え」として法テラスがデータベース化して整備したもの。令和7年3月31日現在、約5,300件のFAQを整備している。

9 霊感商法等対応ダイヤル

令和4年11月14日から、法務大臣主宰による「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設置した「合同電話相談窓口」（同年9月5日設置）の機能等を継承する形で運用を開始した。霊感商法を始めとする金銭トラブル、心の悩み、家族の悩み、児童虐待、修学、就労、生活困窮など、「旧統一教会」問題やこれと同種の問題でお悩みの方を対象に、無料で相談窓口についての情報提供を行っている。

電話番号は「0120-005931」。

民事法律扶助業務

10 センター相談／事務所相談

- センター相談：法テラスの事務所で実施する法律相談
- 事務所相談：契約弁護士・司法書士の事務所で実施する法律相談

11 出張相談／巡回相談／指定相談場所

- 出張相談：弁護士・司法書士が出張して実施する法律相談
- 巡回相談：地方公共団体等の施設を一時的な指定相談場所として指定し、弁護士・司法書士がその場所に赴いて実施する法律相談
- 指定相談場所：地方事務所長が指定し、法律相談援助を行う場所

12 法律相談援助

一般法律相談援助、特定援助対象者法律相談援助及び被災者法律相談援助から構成される。

13 一般法律相談援助

民事法律扶助業務で一般的な法律相談。
収入や資産が一定の基準を下回る方を対象に、弁護士・司法書士による無料法律相談を行う。

14 特定援助対象者法律相談援助

平成30年1月24日施行。
認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある方（特定援助対象者）を対象として、特定援助機関からの申入れにより、資力にかかわらず弁護士・司法書士が出張相談を行う。
資力が一定の基準を超える場合は、法律相談料は対象者の負担となる。

15 被災者法律相談援助

平成28年7月1日施行。
政令で指定された大規模災害により被災された方を対象として、災害発生日から1年を超えない範囲で、資力を問わない無料法律相談を行う。
これまでに平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に適用された。

16 電話等相談援助

電話やインターネット上のWeb会議ソフト等を用いて行う法律相談。

17 震災法律相談援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行った。
なお、令和3年3月31日で「法テラス震災特例法」は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付で終了した。

18 簡易援助

法律相談に付随して被援助者名義の簡易な法的文書の作成をすること。

19 代理援助／書類作成援助

- 代理援助：民事裁判等手続きに関し、代理人となる弁護士・司法書士費用（着手金・実費・報酬金など）の立替えを行う。
 - 書類作成援助：裁判所に提出する書類の作成を司法書士又は弁護士に依頼する費用の立替えを行う。
- いずれも立替金の償還は原則として援助開始時から始まる。

20 震災代理援助／震災書類作成援助

「法テラス震災特例法」に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、震災に起因する事件について、弁護士・司法書士費用等の立替えを行った（震災代理援助、震災書類作成援助）。
いずれも立替金の償還は援助終結後から始まる。
なお、令和3年3月31日で「法テラス震災特例法」は失効したため、本制度の新規援助申込みの受付も同日付で終了した。

21 援助開始決定／終結決定

- 援助開始決定：代理援助・書類作成援助を開始することを審査で決定すること。審査では、立替額や事件の処理方針などを決定する。
- 援助終結決定：事件が終了したとき又は援助を継続する必要がなくなったときに、代理援助・書類作成援助の終了を審査で決定すること。審査では、報酬金・立替残金の支払方法などを決定する。

法テラス用語の解説

22 立替金(着手金・実費・報酬金)

法テラスが被援助者に代わって一時的に支払う弁護士・司法書士費用等。被援助者は原則毎月法テラスに償還する。以下の金員を立て替える。

- 着手金：弁護士等が事件の依頼を受けたときに支払を受ける金員。事件等の結果の成功、不成功の如何にかかわらず弁護士等が受け取るもの
- 実 費：弁護士等が受任した事件の事務の処理に伴って必要となる費用。裁判記録謄写料、照会手数料、出廷・打合せのための交通費、通信費、予納郵券など
- 報酬金：弁護士等が一定の成果を得られたときに支払を受ける金員

23 償還

法テラスが立て替えた費用を被援助者が分割で返済すること。

24 免除／猶予

- 免除：立替金の償還を不要とすること
- 猶予：立替金の償還を一定期間止めること
いずれも、一定の要件等がある。

25 ハーグ条約

オランダのハーグで採択された、国家間の不法な児童連れ去り防止を目的とした多国間条約である「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」の通称。法テラスでは、ハーグ条約事件の日本国内における民事裁判等手続について、民事法律扶助業務を行っている。

26 民事法律扶助契約弁護士・司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助業務に係る事務の取扱いについて契約を締結した弁護士・司法書士のこと。

27 特定不法行為等

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの。

28 特定被害者

特定不法行為等に係る被害者であって、国民又は我が国に住所を有し適法に在留する者。

29 特定被害者法律援助業務

特定不法行為等被害者特例法に基づき、特定被害者が対象宗教法人又はその信者その他の関係者による特定不法行為等に関する裁判その他の法による紛争解決のための手続及び弁護士・司法書士等のサービスを円滑に利用することができることを目的とした業務。

30 特定被害者代理援助

特定被害者を当事者とする特定不法行為等に関する紛争を、業務方法書に定める対象手続において解決しようとする場合の、当該手続の準備及び追行のため代理人となる弁護士・司法書士に支払うべき報酬及び必要な実費の立替えをすること。

31 特定被害者法律相談援助

弁護士・司法書士による、特定被害者に対する法律相談（特定不法行為等に関するものに限り、刑事に関するものを除く。）を実施すること。

国選弁護等関連業務

32 国選弁護制度(国選弁護人契約、国選弁護人契約弁護士)

刑事事件で勾留・起訴された者が、貧困等の理由で自ら弁護人を依頼できない場合に、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱う契約(国選弁護人契約)を結んだ弁護士(国選弁護人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選弁護人として定める制度。

33 国選付添制度(国選付添人契約、国選付添人契約弁護士)

少年事件について、一定の事件等の場合に、法テラスとの間で国選付添人の事務を取り扱う契約(国選付添人契約)を結んだ弁護士(国選付添人契約弁護士)の中から、法テラスが指名した弁護士を、裁判所が国選付添人として定める制度。

34 指名通知請求／指名打診／指名通知／選任

個別事件の国選弁護人等を定めるために、裁判所は法テラスに対し、候補者を裁判所に通知するように依頼する(指名通知請求)。法テラスは、契約弁護士の中から候補者を選び、国選弁護人等に指名することを候補者に打診し(指名打診)、承諾を得て裁判所に通知する(指名通知)。

これを受けて、裁判所は、同候補者を国選弁護人等として選任する(選任)。

司法過疎対策・常勤弁護士

35 常勤弁護士(スタッフ弁護士)

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、主として他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

36 司法過疎地域

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域。

37 司法過疎地域事務所

法テラスが司法過疎地域に設置した法律事務所。そこに常駐する常勤弁護士が、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱う。

38 有償事件

民事法律扶助、国選弁護等関連事件及び受託事件以外の事件で、常勤弁護士が依頼者等から相当の対価を得て取り扱う事件。基本的には、司法過疎地域事務所において取り扱っているが、それ以外の法律事務所においても、例外的に取り扱うことがある。

39 隣接法律専門職者

弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者。

40 司法ソーシャルワーク

地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る取組。

41 養成事務所・養成常勤弁護士

常勤弁護士が、全国各地の法テラスの法律事務所へ赴任する前に、原則1年間、一般の法律事務所において、経験豊富な指導弁護士による指導を受けながら業務を行うことを「養成」と呼んでいる。養成を行う法律事務所のことを養成事務所といい、そこで養成を受ける常勤弁護士のことを養成常勤弁護士という。

法テラス用語の解説

犯罪被害者支援業務

42 犯罪被害者支援ダイヤル

コールセンターに設置している、犯罪被害に関する問合せ専用の電話窓口。犯罪被害者支援の研修を受けたオペレーターが法制度や相談窓口等の情報提供を行っている。必要に応じ、法テラス地方事務所へ支援の引継ぎを行う。

電話番号は「0120-079714（なくことないよ）」。

43 DV等被害者法律相談援助

平成30年1月24日施行。

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を受けている方に対し、資力にかかわらず弁護士が再被害の防止に必要な法律相談を行う。

対象者に一定の基準を超える資産がある場合、法律相談料は対象者の負担となる。

44 被害者参加制度（被害者参加人、被害者参加弁護士）

一定の犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、刑事裁判に直接参加することができる制度。

刑事裁判への参加を許可された被害者等を被害者参加人、被害者参加人の委託を受けた弁護士を被害者参加弁護士という。

45 被害者参加人のための国選弁護制度（被害者参加弁護士契約弁護士）

経済的に余裕がない被害者参加人に対し、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度。法テラスが、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約、国選被害者参加弁護士候補の指名、国選被害者参加弁護士に対する報酬の算定・支払等の業務を行っている。

なお、国選被害者参加弁護士となるための契約を法テラスと結んだ弁護士を被害者参加弁護士契約弁護士という。

46 選定請求／指名打診／指名通知／選定通知

被害者参加人のための国選弁護制度を利用する被害者参加人は、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士を選定することを請求する（選定請求）。必要書類の提出は法テラスを通して行う。

法テラスは、被害者参加弁護士契約弁護士に対し、国選被害者参加弁護士の候補として指名することを打診し（指名打診）、承諾を得て、裁判所に通知する（指名通知）。

裁判所は、被害者参加人・被害者参加弁護士契約弁護士・法テラスに対し、当該弁護士を国選被害者参加弁護士として選定したことを通知する（選定通知）。

47 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して裁判に出席した被害者参加人に、国が旅費・日当・宿泊料（宿泊が必要と認められる場合）を支給する制度。

法テラスが、旅費等の算定・支払等の業務を行っている。